

早期肥育とは、乳用種の肥育期間を短縮する飼養方式で、事前に飼養マニュアル等の提出が必要です

1. 個体登録から交付までの流れ（通常肥育）

手続き	①もと牛の登録を申し込む 	②負担金を納付する 	③販売したことを報告する （18か月齢までに販売） 	交付金交付  （販売から2か月後）
期限	満6か月齢～ 満12か月齢に達する前日まで	納付月齢を迎える月の末日まで ※詳細は、お住まいの地域の積立金管理者にお問い合わせください。	販売した日を含む月の翌月15日まで （販売した日＝値段が決まった日）	
提出書類	✓ 肉用牛個体登録申込書 ✓ 所有を証明する書類の写し （例）家畜市場等の導入伝票、子牛登記、家畜共済引受台帳、肥育牛台帳 など	・請求書に基づくため特になし	✓ 肉用牛販売確認申出書 ✓ 枝肉に値段がついて販売されたことと枝肉重量が客観的に確認できる書類の写し （例）仕切書、精算伝票等 枝肉重量が概ね300kg以上である必要があります。	

もと牛登録後、【肥育中に牛が死亡した】、【繁殖に転用した】、
【肥育開始日から5か月肥育する前に販売した】、【枝肉が全部廃棄となった】場合など

肉用牛個体登録削除申出書を提出

注意

➢ 相対取引で販売する場合は、現金手渡しでの取引ではなく、必ず金融機関を通してその通帳の写しを提出してください。

➢ 各手続きは牛個体識別情報でも確認しますので、牛トレサデータにおける転入・転出の届け出は速やかに行ってください。

➢ 期限を過ぎると個体登録や交付金交付が行えなくなりますので、提出期限は厳守をお願いします。

2. 承継・変更の手続きなど

手続き	➢ 登録生産者が亡くなり経営を引き継いだ ➢ 個人経営から法人化した など	➢ 法人名・代表者が変わった ➢ 引っ越しで住所が変わった など	➢ 飼養地を変更した ➢ 品種・生年月日を登録時から修正する など
提出書類	✓ 権利義務承継承認申請書 ✓ 要件審査申請書（承継先が新規の場合） ✓ 承継理由に応じた証拠書類 証拠書類の例：（相続の場合）死亡診断書や住民票の除票などの写し、（廃業等の場合）事業の売買契約書、資産繰入証明書などの写し	✓ 肉用牛生産者登録内容変更届 ✓ 要件審査申請書の変更部分更新版 法人の場合は履歴事項全部証明書などを添付してください。	✓ 個体登録内容変更届 ※牛トレサに変更が反映されていない場合には、変更後の内容を証明する書類
手続き	➢ 農場を閉鎖・新設した	➢ 牛マルキンをやめる	
提出書類	✓ 牛トレサデータベースの利用手続き 農場内の牛のトレサデータを要件確認に使用します。	✓ 肉用牛生産者登録中止届	